

一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会正会員入会基準

制定 平成 26 年 3 月 24 日

(目的)

- 第 1 条 この基準は、一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会（以下「本協議会」という。）の正会員の入会の要件を定めることを目的とする。
- 2 本協議会定款第 8 条に基づく理事会の承認は、この基準に則り審議されなければならない。

(入会要件)

- 第 2 条 本協議会に入会しようとするものは、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。
- 一 本協議会の目的に賛同する大学であること。
 - 二 大学院において、本協議会の認定基準に関する細則に定める NP 教育課程を開講していること。
 - 三 大学院において、本協議会の認定基準に関する細則に定める NP 教育課程の開講を予定していること。

(規則)

- 第 3 条 この基準を施行するために必要があるときは、理事会の議決を経て、規則を定めることができる。

附則

この基準は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。